

(別紙)

## 漁業法第31条に基づく「くろまぐろ」の漁獲量の公表について

漁業法第31条に基づき、本県の漁獲量を公表します。

令和7年12月4日  
長崎県知事 大石 賢吾

### 1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ（30kg未満の小型魚）（以下、「小型魚」という。）

### 2. 管理期間

令和7年4月から令和8年3月まで

### 3. 対象となる海区及び採捕の種類

県南海区の定置漁業

### 4. 県南海区の定置漁業の小型魚割当量に対する漁獲量の率

（12月2日までの暫定値）

77.7%

〔 県南海区の定置漁業の小型魚漁獲量 : 0.334トン  
　　県南海区の定置漁業の小型魚割当量 : 0.430トン 〕

### 5. 県南海区の定置漁業の小型魚割当量に対する漁獲量の状態

7割を超過（令和7年12月2日集計時点）